

第2次
西条市子ども読書活動推進計画
(令和5～9年度)



令和5年3月
西条市教育委員会事務局

目 次

第1章 第2次西条市子ども読書活動推進計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の概要	2
(1) 基本理念	
(2) 基本目標	
(3) 第2次計画の方策	
(4) 計画の期間	
第2章 子どもの読書活動の推進のために	4
1 家庭における子どもの読書活動の推進	4
2 地域における子どもの読書活動の推進	4
(1) 公民館	
(2) 放課後子ども教室	
(3) 児童クラブ及び児童館	
3 図書館における子どもの読書活動の推進	5
(1) 児童向け図書の充実	
(2) ブックスタート事業	
(3) 各館での取り組み	
(4) カワセミ号	
(5) 西条市電子図書館	
4 学校等における子どもの読書活動の推進	10
(1) 保育所等における子どもの読書活動の推進	
(2) 小・中学校における子どもの読書活動の推進	
第3章 学校・家庭・地域及び図書館等の連携	18
1 図書館と保育所等との連携	18
2 図書館と小・中学校、地域との連携	18
(1) 図書館と小・中学校との連携	
(2) 西条市電子図書館と小・中学校との連携	
(3) 小・中学校と地域との連携	
第4章 多様な子どもたちへの読書機会の確保	20
1 多様な子どもたちの現状	20
2 アンケート	20
参考資料	
○子どもの読書活動の推進に関する法律	23
○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	25

第1章 第2次西条市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、インターネットやスマートフォンの普及、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等情報通信手段の多様化により、読書環境が大きく変化し、情報や知識の習得方法や読書の在り方にも大きな影響を及ぼしており、子どもたちの読書離れや読解力の低下が懸念されています。

国では、社会全体で子どもたちの読書活動を推進するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な法律」を制定し、翌年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。その後、順次改正が行われ、平成30年4月には、第4次計画が策定されました。

愛媛県では、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条に基づき、平成16年3月に「愛媛県子ども読書活動推進計画」が策定されました。その後、順次改正が行われ、平成31年3月には、第4次計画が策定されました。

このような中、本市では、平成30年12月に「西条市子ども読書活動推進計画」（第1次）を策定し、子どもたちの読書環境の整備等に努めてまいりました。

そしてこの度、第1次計画での成果や課題の整理・検討に加え、国や県の計画に新たに示された基本方針や推進方策を基に、「第2次西条市子ども読書活動推進計画」を策定し、さらなる子ども読書活動の推進を目指します。

2 計画の概要

（1）基本理念

私たちは、西条市で育つ西条っ子が成長していく過程において、すべての子どもが、読書の喜びや楽しさを知り、心豊かにたくましく成長することを願います。すべての子どもがあらゆる機会と場所において自らすすんで読書活動ができるよう、学校・家庭・地域及び図書館等が連携・協力し西条市全体で子ども読書活動を推進していきます。

（2）基本目標

（ア）子どもたちの読書環境づくり

子どもたちの資質・能力を育む上で不可欠な読書活動を推進するために、すべての子どもたちが、好きな時にいつでもどこでも必要な本を手にとることができる読書環境づくりに努めます。

（イ）学校・家庭・地域及び図書館等の連携

子どもたちの読書活動を効果的に推進するためには、学校・家庭・地域及び図書館等の連携・協力が不可欠です。それぞれが持つ特質を生かして相互に協力し、連携の強化に努めます。

(ウ) 多様な子どもたちへの読書機会の確保

西条市電子図書館を活用したアクセシブルな電子書籍（脚注 1）や書籍（点字図書）等を整備し、視覚障がいのある子ども等、多様な子どもたちの可能性を引き出すための読書環境の整備に努めます。

(エ) 子どもの読書量の目標

第 1 次計画に引き続き、1 か月に 1 冊も本を読まない子どもの割合（不読率）「0」に向けて、子どもの平均読書冊数「+0.1」冊を目指します。

なお、第 1 次計画の目標達成状況については、第 2 章 4 の（2）子どもの読書活動の現状で示しています。

脚注 1)

電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるもの。（音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック等）

(3) 第 2 次計画の方策

第 1 次計画の策定以降、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、読書バリアフリー法 脚注 2）という。）の制定、第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」の策定等を通じ、子どもの読書環境の整備が進められています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大や GIGA スクール構想による学校の ICT 環境の整備により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、子どもたちの読書環境にも大きな影響を与えています。

このような中、変化し続ける子どもたちの読書環境に対応するため、令和 3 年 6 月から運用を開始している「西条市電子図書館」の効果的な活用や、学校・家庭・地域及び図書館等のさらなる連携強化を目指します。

脚注 2)

障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。

(4) 計画の期間

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。ただし、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 子どもの読書活動の推進のために

1 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもが本を親しみ、読書をする習慣を身につけるためには、家庭における読書環境づくりや働きかけが大きな役割を担っています。家庭は、子どもが本と最初に出会う場であり、子どもが自然に読書に親しめるよう、保護者の工夫が求められます。

また、家庭内でできることとして、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出かけて好きな本を見つけたり、テレビやスマホを切って静かな時間をつくるなど、保護者の工夫で豊かな読書環境を築くことができます。

子育て学習講座では、児童・生徒を持つ保護者の家庭教育の支援の充実を図るために、参観日や就学時検診等の機会を利用し、子育てに関する講座を実施しています。家庭での読書活動の推進に関する講座のほか、幅広い内容の講座を実施しています。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 公民館

公民館では、子育て支援ボランティアや本の読み聞かせボランティアによる紙芝居や絵本の読み聞かせなどの行事を開催しています。本に親しむ機会づくりや保護者同士の交流・情報交換の場となっており、今後は、さらなる子育て支援としての読書活動の充実を図ります。

(2) 放課後子ども教室

放課後子ども教室では、放課後の子どもたちの安心安全な居場所、豊かな学びの場として、学習や遊びの中で読書に親しむ機会を設けています。地域の読み聞かせボランティアによるおはなし会や読み聞かせなど、地域に応じた工夫をして活動しています。現在は、一部地域での実施に留まっているため、今後は、新たな地域人材を発掘し、より良い子どもたちの読書環境づくりに努めます。

(3) 児童クラブ及び児童館

児童クラブでは、保護者等が就労等で昼間自宅にいない児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供しています。ほとんどの児童クラブにおいて、長期休暇期間を中心に、読み聞かせの実施や、読書の時間を設けるなど、読書に親しむ活動を行っています。

また、市内には4つの児童館があります。すべての児童館に図書室があり、多くの図書を備え、子どもたちが自由に読書に親しめる環境を整えています。

また、読み聞かせの実施や、おすすめ図書を紹介するコーナーも設置しています。

（西条児童館の図書室）



3 図書館における子どもの読書活動の推進

市内 4 つの図書館では、地域に密着した読書活動の拠点として、児童図書の充実を図り、すべての子どもたちや保護者へ読書に関するサービスを提供するとともに、親子で読書に親しむ環境づくりに努めています。

また、図書カードは 0 歳から作成することができるため、親子で図書館に足を運ぶきっかけにつながっています。

（1）児童向け図書の充実

子どもたちが好きな本と出合える環境づくりを目指して、児童向け図書の充実を図っており、蔵書数は年々増加しています。

（児童向け図書の蔵書数の推移）

	西条図書館	東予図書館	丹原図書館	小松温芳図書館	合計
H28 年度	75,413 冊	41,885 冊	12,378 冊	14,311 冊	143,987 冊
H29 年度	78,776 冊	42,983 冊	13,060 冊	14,255 冊	149,074 冊
H30 年度	80,195 冊	43,972 冊	13,493 冊	14,549 冊	152,209 冊
R 元年度	84,520 冊	45,029 冊	13,823 冊	14,892 冊	158,264 冊
R2 年度	87,338 冊	45,756 冊	14,200 冊	14,965 冊	162,259 冊
R3 年度	89,823 冊	46,215 冊	14,387 冊	15,634 冊	166,059 冊

(2) ブックスタート事業

ブックスタート事業は、絵本の読み聞かせを通して、心触れあう楽しい時間を過ごしてもらうことを目的に、赤ちゃんとその保護者に絵本をプレゼントする取り組みです。

乳幼児期の心の成長には、体の成長に母乳やミルクなどの栄養が必要なように、自分のことを大事に思ってくれる周りの人からの愛情のこもった声かけ、言葉のシャワーが必要です。

図書館では、そのきっかけづくりとして、3 か月児健診の際に保健センターと連携してブックスタート事業を実施しています。また、絵本をお渡しする際には、絵本を通じて親子が触れ合う時間をつくることの大切さや、読み聞かせのコツなどを伝えています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、集団での3 か月児検診が中止になったことなどが影響し、配布率や配布数は伸び悩みましたが、今後も継続した取り組みを続けていきます。

(ブックスタート事業における絵本の配布率及び配布数)

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
配布率	97.8%	97.6%	96.8%	89.4%	96.2%
配布数	813 人	761 人	702 人	618 人	636 人

(3) 各館での取り組み

市内4つの図書館では、ボランティア・職員等によるおはなし会等の行事を実施しています。また、各館それぞれが毎月工夫を凝らして、テーマの異なる本を紹介する特集コーナーや、乳幼児向けの絵本を集めた赤ちゃん絵本コーナー等を設置し、親子で図書館を利用できる環境を整えています。

また、読書離れが顕著となるYA（ヤングアダルト 脚注3）世代に向けて、YA世代向けの特集コーナーも設置しており、読書に興味を持ってもらえるような働きかけを行っています。

さらに、毎月各館ごとに図書館だよりを発行しており、館内やホームページで図書館行事や新刊情報など図書に関する様々な情報を得ることができます。

脚注 3)

YA（ヤングアダルト）とは、子どもと大人の間の世代のことを指し、おおよそ13歳から19歳を想定しています。

(市内各館でのおはなし会の案内)

西条市内図書館おはなし会
 配布日
2022.10

はらばよう

びよんびよんおはなし会	
幼児～	10月 8日(土) 15:00～15:30
	11月12日(土)

びよびよおはなし会	
0～3歳	10月19日(水) 10:30～11:00
	11月16日(水)

【休館日】火曜日、月末 【TEL】0897-56-2668

とうよ

コロコロどんぐりおはなし会	
乳幼児	10月12日(水) 10:30～11:00
	11月 9日(水)

えいごのおはなし会	
乳幼児	10月26日(水) 11:00～11:30
	11月16日(水)

【休館日】月曜日、月末 【TEL】0898-65-4797

たんばら

たんたんおはなし会	
乳幼児	10月27日(木) 10:30～11:00
	11月24日(木)

ばらっこおはなし会	
幼児～小学生	11月12日(土) 14:00～15:00
	12月10日(土)

ABCであそぼう	
幼児～低学年	10月18日(金) 10:30～11:00

【休館日】火曜日、月末 【TEL】0898-68-8711

こまつ

おんぼうとしよかん おはなし会	
乳幼児	10月22日(土) 10:30～11:00
	11月26日(土)

えいごであそぼう	
幼児～小学生	11月19日(土) 10:30～11:00
	1月14日(土)

【休館日】月曜日、月末 【TEL】0898-72-5634

できる限りマスク着用でご参加ください。 新型コロナウイルス等の影響で、急遽中止になる場合がございます。ご理解・ご協力をお願いします。

(季節に合った特集)

2022年11月のおすすめ絵本
どんぐりのえほん

『ぽっとんころころどんぐり』

いわさ ゆうこ/著 童心社
秋にひろくくぬぎのどんぐりは、春や夏、どうなるの？くぬぎのどんぐりがどうやってうまれ、新しい木に育つか、迫力あるイラストで紹介。どんぐりクッキーのつくり方、どんぐりを使った遊びなども載っています。

『どんぐりないよ』

間部 香代/作 ひろかわ さえこ/絵 鈴木出版
どんぐりを探しに出かけた、リすくん。でも、ほんの少ししか見つからず、家でしょんぼりしていると、こぶたたちがやってきて...

『どんぐりころちゃん』

秋になって、木から飛び降りてきた、どんぐりころちゃん。いろいろなどんぐりたちと出会い、いっしょに歌いながら歩いていくと、目の前に、リすが現れました。食べられたくないころちゃんたちは、ころがって逃げ出します。

『どんぐり』

エドワード・ギブス/作 谷川 俊太郎/訳
小さなきいろいどんぐりがひとつ、地面に落ちてころがった。いろんな動物たちがやってきて、食べようとすると、どんぐりが「今は食べないで。今にもっとおいしくなるから」と言うので...

『どんぐりころころ』

おやまへかえらだいさくせん
どうしたら、どんぐりをお山にかえせるか、お池のながみがちえをだしあい...『どんぐりころころ』のメロディで、お話がまるごと歌える絵本。

『どんぐり』

どんぐりを食べるリスやネズミ。でも、食べるだけでなく、どんぐりの木にちゃんとお礼もしています。助け、助けられる自然界の営みを描く科学絵本。

『まあちゃんとりすのふゆじたく』

かとう まふみ/作 アリス館
まあちゃんは、黒のたどんぐりを木の幹にあいてる穴に入れました。まあちゃんだけのひみつの場所です。ところが次の日、どんぐりはなくなっていて...

『ころわんところころ』

間所 ひさこ/作 黒井 健/絵
秋の公園で、木の上から何かがぽっとん、ころころ。「きん、これ、なあに？」 すぐきな「ころころ」とであったころわんが、ころわんと一緒にころころ、ころころ遊んでいた。とげとげボールが落ちていて...

2022.11 西条市立西条図書館

(絵本の特集コーナー)



(ヤングアダルトコーナー)



(4) カワセミ号

カワセミ号は、交通の不便さなどによって図書館に来館できない人々などを対象にした移動図書館です。市内の学校、公民館、集会所等を巡回しており、子どもたちに限らず、市民の読書機会の確保につながっています。

今後は、子どもたちのさらなる読書機会の確保に向けて、巡回ルートの見直しを行うなど、効果的な運用に努めます。

(令和3年度カワセミ号利用状況)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
貸出冊数 (冊)	354	0	669	808	125	483	657	678	677	341	546	562
貸出者数 (人)	88	0	171	199	24	109	172	164	168	88	124	134

(5) 西条市電子図書館

(ア) 概要

西条市電子図書館は、令和3年6月から利用を開始しており、市民及び市内に通勤、通学する方を対象に、パソコンやスマホから24時間365日どこからでも電子書籍を閲覧できるものです。

新着資料の紹介や人気コンテンツのランキング、テーマごとのコンテンツ紹介などの情報が掲載されているほか、ジャンルからの選択やフリーワード検索ができる仕組みになっており、子どもたちにとっては、コロナ禍等で学校が臨時休校になった場合でも、自宅で安心安全に読書を楽しむことができます。

利用状況については、利用を開始した令和3年6月と令和4年6月を比較すると、特に子どもたちを中心に利用が拡大しています。

(西条市電子図書館の利用状況)

	令和3年6月	令和4年6月
ログイン回数	1,067 回	2,177 回
貸出件数	409 点	1,590 点
1 か月間の登録者数	275 人	1,325 人
1 か月間の登録者数の内、 小・中学生の登録者数	20 人	825 人

また、令和3年6月から令和4年6月までの期間における、年齢別の貸出件数の集計では、6歳から12歳の合計が7,826点となっており、全体の約48%を占めています。

(イ) 多様な子どもたちへの読書機会の確保

西条市電子図書館は、文字の拡大表示や音声読み上げ機能があり、これらを効果的に活用することで、視覚障がいのある子どもたち等の読書機会の確保につながることを期待されています。

(ウ) 課題

文部科学省が令和 2 年に実施した「電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動推進に関する実態調査」では、電子書籍導入における課題として、「適当な電子書籍のコンテンツがない・少ない」という意見が 67.8%で最も多い結果となっています。

本市においても、最新の作品や夏休み等の課題図書作品が含まれていないなど、利用者の幅広いニーズに対応できるだけのコンテンツが整備できていない状況となっています。

今後は、電子書籍のコンテンツのさらなる充実を図るとともに、利用者数の増加に向けて、電子図書館の持つ様々な機能やメリットについて、市公式 SNS 等を通じた積極的な周知に努めます。

4 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 保育所等における子どもの読書活動の推進

幼児期の子どもたちは、保護者や保育所等での読み聞かせによって言葉を覚え、読書の習慣が身に付くようになります。

令和 4 年 10 月に実施した【読書アンケート】によると、回答のあった全ての施設で週に複数回の読み聞かせを実施していますが、保護者への質問では、読み聞かせをほとんどしていないと回答した保護者もあり、家庭での読書習慣の定着に向けて取り組む必要があります。

しかしながら、ブックスタート事業でお渡しした絵本は、6 割を超える家庭が活用したことがあると回答しており、家庭での読書習慣の定着を進める中で、一定の効果があると考えられます。

【読書アンケート】

- ・ 調査対象 市内保育所等の施設
施設に通園している 2 歳児及び 5 歳児の保護者
- ・ 調査期間 令和 4 年 10 月 1 日～10 月 14 日

(2) 小・中学校における子どもの読書活動の推進

(ア) 子どもの読書活動の現状

本市における子どもの読書活動の実態や読書に関する意識を把握するため、【西条市読書アンケート】を実施しました。本市では、平成 28 年に第 1 回目のアンケート調査を行い、令和 4 年で 2 回目の実施となります。

【西条市読書アンケート】

- ・ 調査対象 市立小学校 2 年生・5 年生及び市立中学校 2 年生
市立小・中学校の学校図書館担当教員
- ・ 調査期間 令和 4 年 9 月

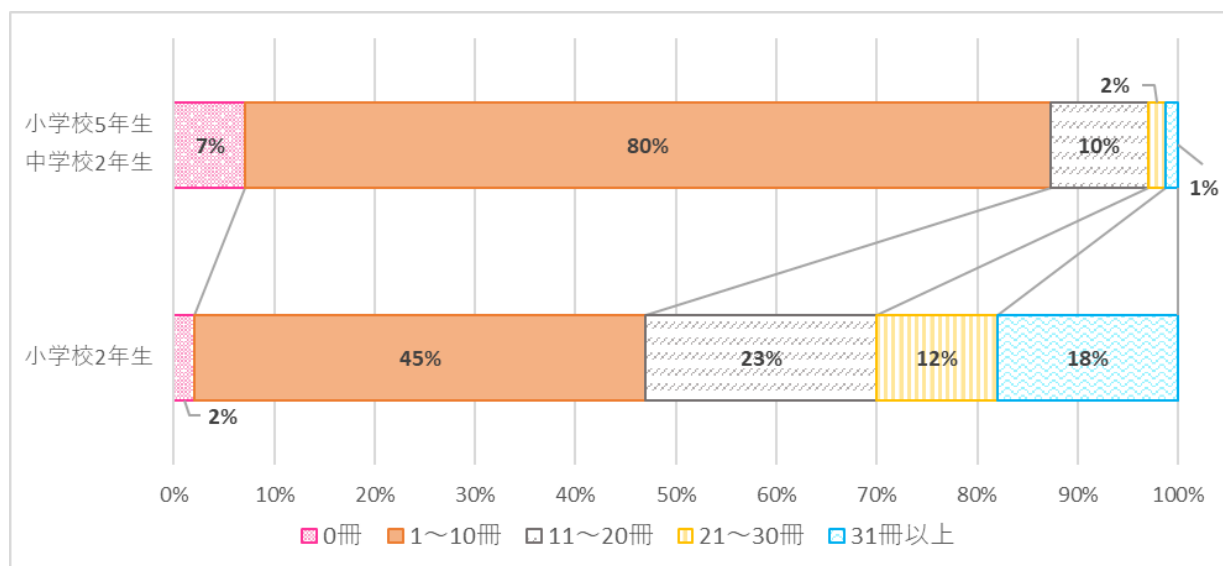
① 1 か月に読む本の冊数

「1 か月(9 月)に何冊ぐらい本を読みましたか」という質問に対して、「月に 1~10 冊以上」と回答した子どもの割合は、小学校 2 年生、小学校 5 年生・中学校 2 年生ともに最も多い結果となっています。

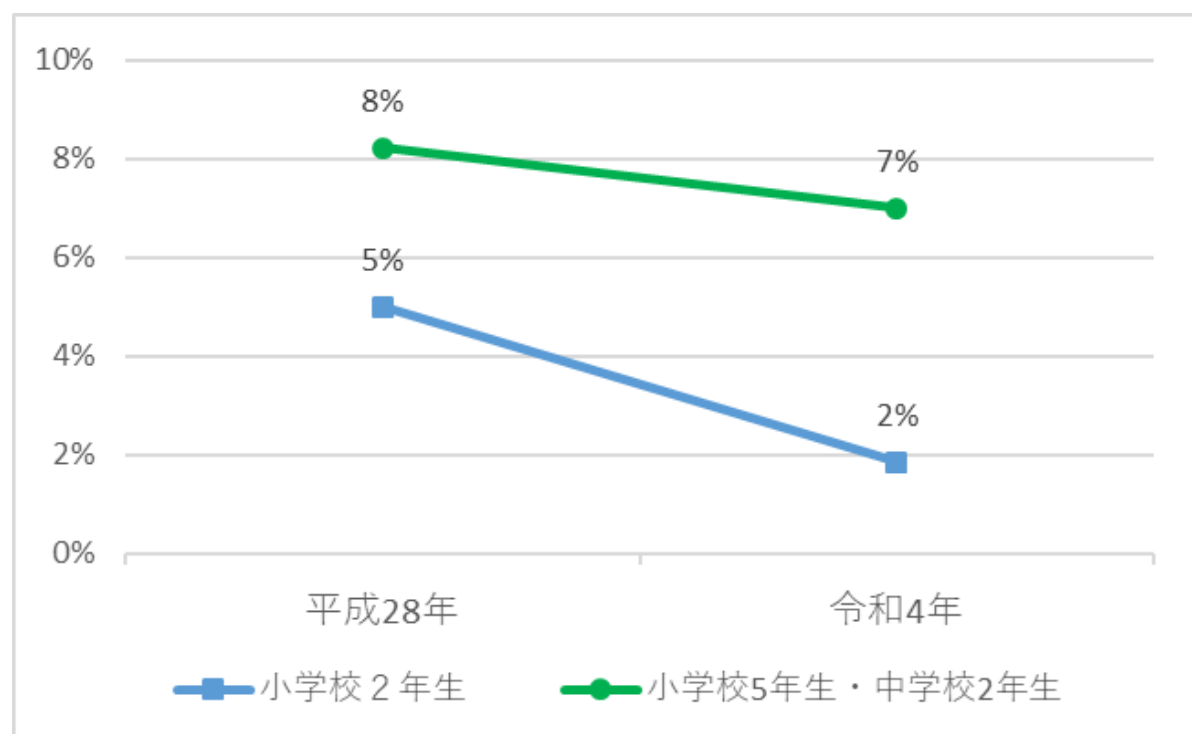
また、1 か月に 1 冊も本を読まない人の割合「不読率」は、小学校 2 年生で 2%、小学校 5 年生・中学校 2 年生で 7%となっています。

平成 28 年と令和 4 年のアンケート調査の結果を比較すると、不読率は減少し、1 か月の平均読書冊数は増加しており、第 1 次計画の目標であった子どもの平均読書冊数「+0.1」冊を達成することができました。

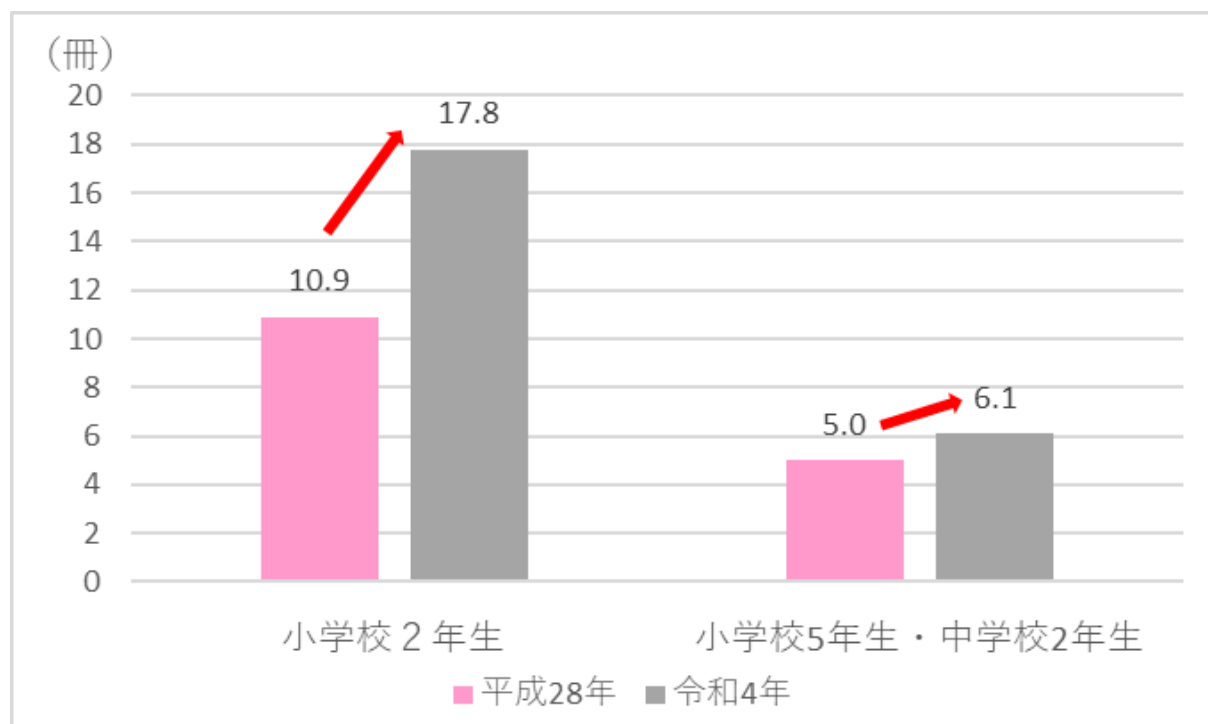
(1 か月に読んだ本の冊数別割合)



(平成 28 年と令和 4 年の不読率の比較)



(平成 28 年と令和 4 年の 1 か月の平均読書冊数の比較)



② 読書で使う媒体

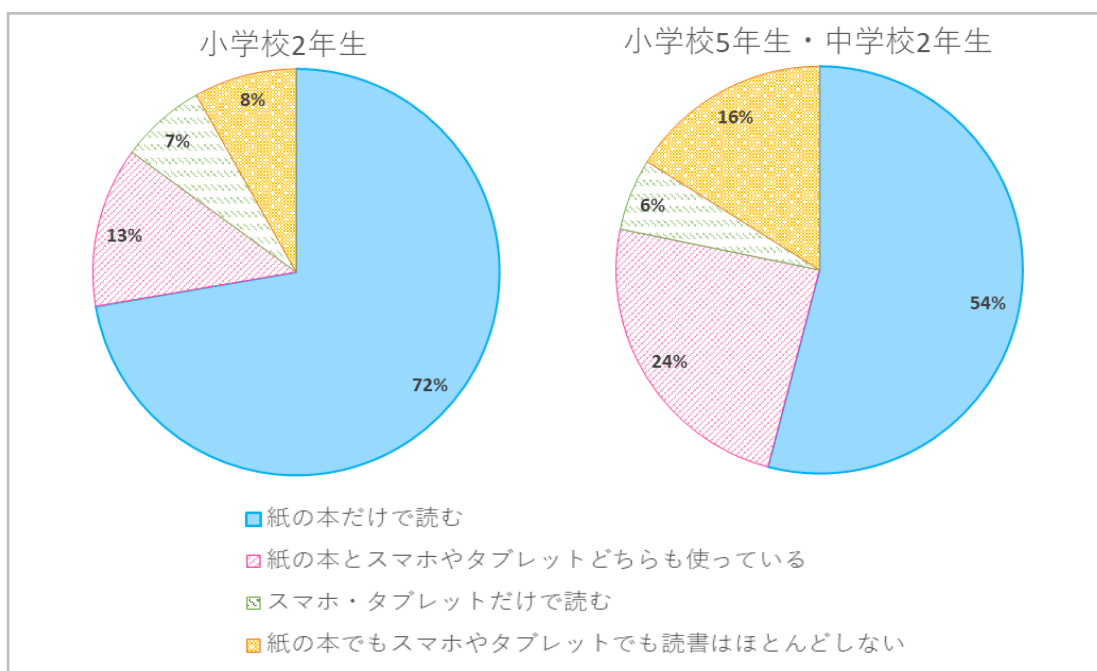
令和4年のアンケート調査から、平成28年以降の子どもを取り巻く読書環境の変化を知るため、読書で使う媒体についての質問項目を新設しました。

「学校や家で何を使って本を読みますか」という質問に対して、「紙の本だけで読む」の回答が、どの学年でも過半数を占めていることから、現在も紙の本で読むことが主流であることが分かります。

また、紙の本との併用も含め、スマートフォンやタブレットを利用して読書をしている子どもの割合は、小学校2年生で20%、小学校5年生・中学校2年生で30%という結果になっています。

本市の小・中学校では、1人1台タブレット端末が整備されていることから、今後、西条市電子図書館の効果的な活用によって、さらなる読書活動の推進につながる可能性があります。

（読書で使う媒体別割合）

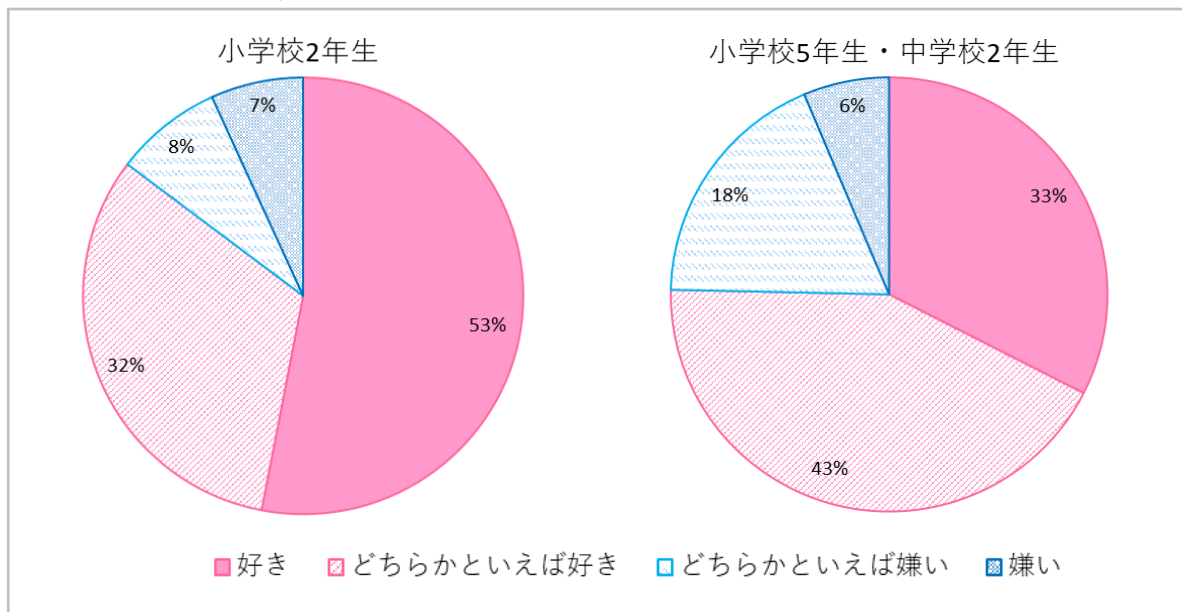


③ 読書に対する意識

令和4年のアンケートでは、読書に対する意識についても調査を行いました。「本を読むことは好きですか？」という質問について、小学校2年生では85%、小学校5年生・中学校2年生で76%が、本を読むのが「好き」または「どちらかといえば好き」と回答しています。

今後は、読書が好きな子どもの割合のさらなる増加を目指して、継続して読書活動の推進に取り組めます。

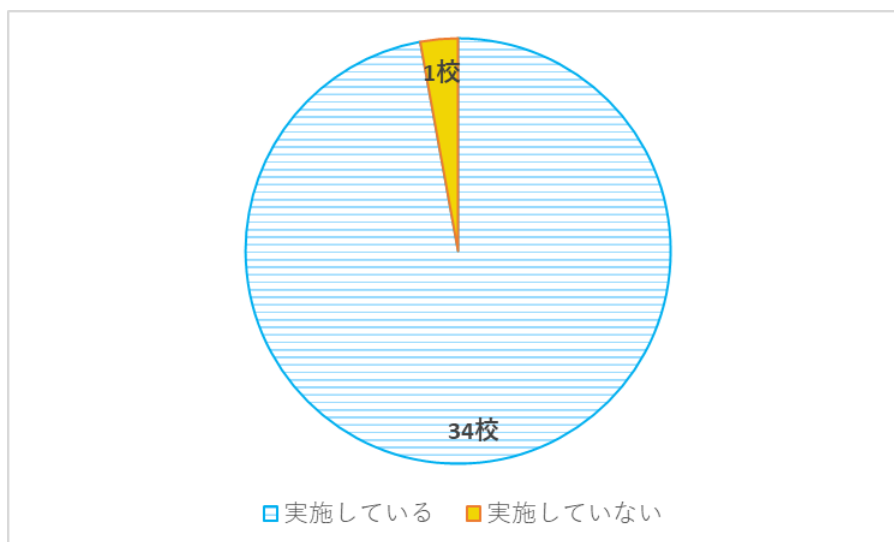
(読書に対する意識調査の回答の割合)



④ 読書活動の機会の充実

本市では、ほぼすべての小・中学校が全校一斉の読書活動に取り組んでいます。今後は、すべての子どもたちの読書機会の確保に向けて、市内全校での実施を目指します。

（全校一斉の読書活動の取り組み状況）



市内小・中学校合わせて全 35 校の内 32 校では、全校一斉の朝の読書を実施しており、始業前に 10 分～15 分程度、全員が読書をしています。

また、地域ボランティアによる読み聞かせを市内小・中学校の半数以上で実施しています。

これらの取り組みは、読書の楽しさや喜びを味わい、読書に親しむきっかけにつながっていると考えられます。今後も子どもたちが読書の習慣を身につけることができるような読書機会の提供に取り組めます。

（地域のボランティアによる読み聞かせ）

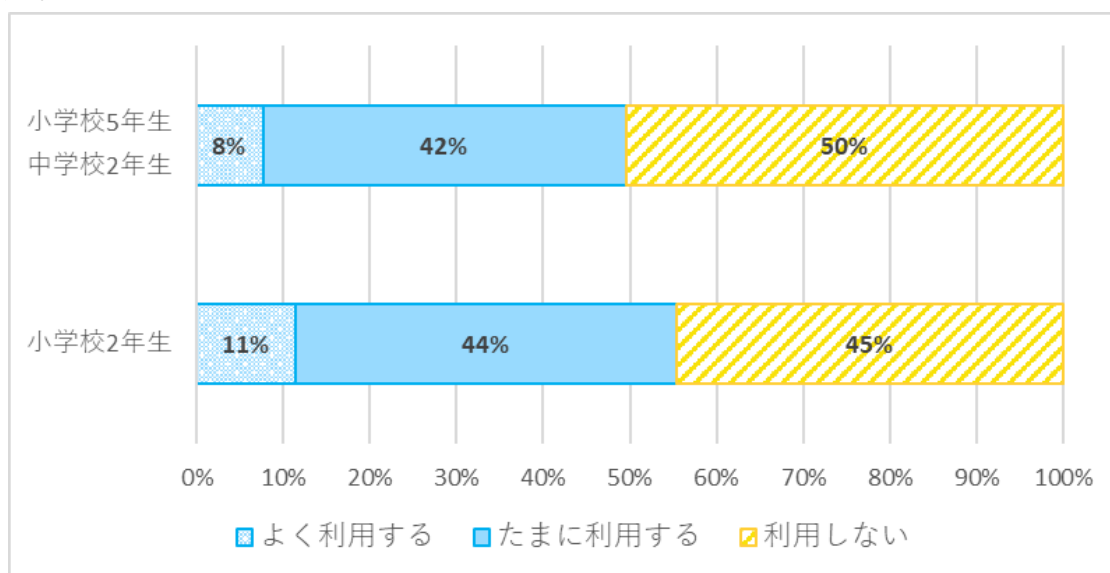


⑤ 学校図書館の環境整備

学校図書館は、子どもたちの自由な読書だけでなく、日々の授業の中でいろいろな調べものをする場としても活用されています。

子どもたちにとって最も身近な図書館であると考えられ、約半数の子どもたちが、授業以外でも学校図書館を利用しています。

(授業以外での学校図書館の利用状況)



また、子どもたちが興味を持って学校図書館を利用できるよう、必読書・推薦図書コーナーの設置や図書委員による新刊図書の紹介などを行っています。

現在は、多くの学校で学校図書館の開館時間が限られていますが、長期休業中にも図書の貸出日を可能な限り多く設定するなど、子どもたちが本に出会える時間の確保を図ります。

今後は、委員会活動を活用した取り組みを支援し、子どもたちにとって楽しい施設として整備していくことを推進します。

(イ) 小・中学校での読書活動の普及・啓発

市内小・中学校では、これまでに挙げた取り組み以外にも、校内放送での読書啓発や、読書量の目標設定、多読賞、図書だよりの発行などの活動を実施し、読書活動の普及・啓発を行っています。

ある小学校では、数ある読書活動の内、多読賞の活動の中で、「秋の読書めざせ 2000 点」という取り組みを実施しています。この取り組みは、読んだ本の 1 ページを 1 点として累計し、2000 点達成者には図書委員会から「しおり」を贈呈するというものです。

この取り組み開始以降、この学校では、学校図書館を利用する児童の数が以前より増加しており、学校での読書活動が子どもの読書の習慣化につながっていると考えられます。

(「秋の読書めざせ 2000 点」の集計表)

これまでの ごうけいてん					
さつ すう	読み おえた日	本のだいいめい	おすすめど	ページ	ごうけいてん
11	9/17	Mr.マリックのあひだ	★★★★★	47	1321
12	9/18	紙の王様	★★★★★	32	1353
13	9/18	カキとマシ	★★★★★	40	1393
14	9/19	ちやうしきマシ	★★★★★	159	1552
15	10/2	ちやう大図かん	★★★★★	487	2039
16	10/10	おぼろのたぬ	★★★★☆	15	2054
17	10/10	だいのうた	★★★★★	38	2092
18	10/10	らびきてめ	★★★★☆	9	2101
19	10/23	おぼろのたぬ	★★★★★	30	2140
20	10/26	夏休み昆虫のたぬ	★★★★★	69	2173
21	11/11	ラオン・キング	★★★★★	177	2350
22	2/18	ラストサバイバル	★★★★★	190	2840
23	9/28	カブトムシ	★★★★★	58	2898
24	12/28	カブトムシのたぬ	★★★★★	32	2930
ごうけいてん					

これまでの ごうけいてん					
さつ すう	読み おえた日	本のだいいめい	おすすめど	ページ	ごうけいてん
91	11/26	やりき	★★★★★	173	5134
92	11/30	てんとうのふた	★★★★★	32	5166
93	12/6	はまのやう	★★★★★	24	5190
94	12/6	おぼろのたぬ	★★★★★	32	5222
95	12/14	おぼろのたぬ	★★★★★	32	5254
96	12/27	からすのてん	★★★★★	32	5287
97	12/27	ことばのたぬ	★★★★★	32	5319
98	1/2	うつくしいマナー	★★★★☆	42	5361
99	1/4	おぼろのたぬ	★★★★☆	32	5393
100	1/5	ひりにな	★★★★★	32	5425
101	1/6	14ひきの	★★★★★	32	5457
102	1/8	はくぶつ	★★★★★	41	5499
103	1/9	ヒツのトビラ	★★★★☆	42	5531
104	1/9	おぼろのたぬ	★★★★★	42	5573
105	1/9	おぼろのたぬ	★★★★★	40	5613
ごうけいてん					5613

第3章 学校・家庭・地域及び図書館等の連携

1 図書館と保育所等との連携

図書館では、読み聞かせの際に利用できる保育所等向けの大型絵本・紙芝居等を数多く揃えており、図書館で不要になった大型絵本などを保育所等に配布する取り組みも行っています。

また、保育所等向けに団体の貸出カードを発行しており、1か月間、50冊までの長期貸出も行っています。

さらに、カワセミ号（移動図書館）が保育所等を巡回しているため、子どもたちの読書機会の確保につながっています。

2 図書館と小・中学校、地域との連携

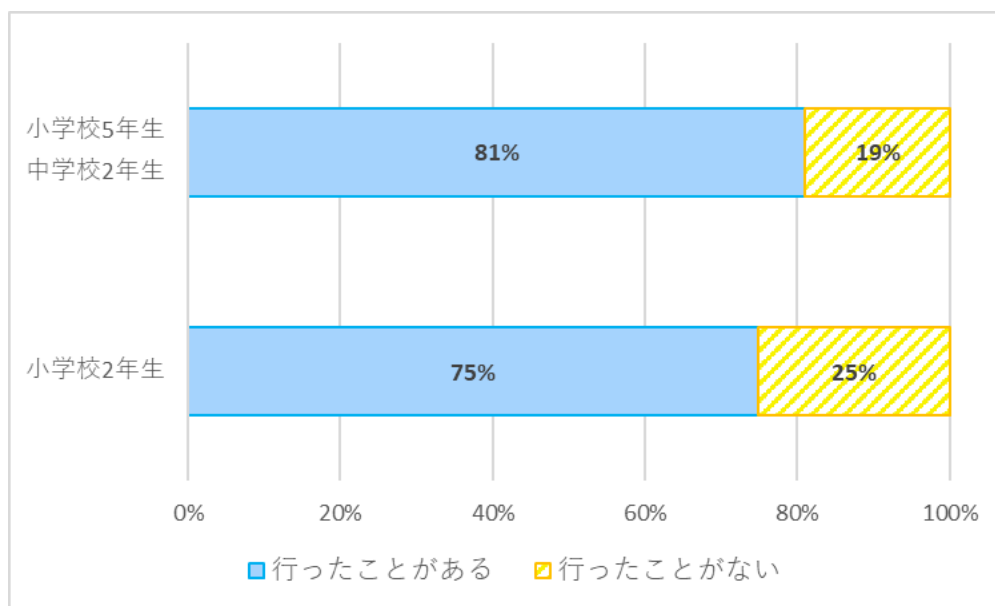
（1）図書館と小・中学校との連携

図書館では、小・中学校への団体貸出やカワセミ号（移動図書館）の巡回のほか、図書館見学や職場体験学習等を通して図書館をより身近な存在として感じてもらうように努めています。

しかしながら、図書館の利用状況に関するアンケート調査では、「図書館に行ったことがない」と回答した児童・生徒の割合は、どの学年でも20%前後となっており、利用者のさらなる拡大に向けて、図書館と学校との連携を進めていく必要があります。

なお、図書館に行ったことがない理由は、「図書館の場所を知らない」という回答が小学校2年生で最も多く、小学校5年生・中学校2年生では2番目に多い結果となっていることから、今後は、子どもたちへの継続的な周知のほか、図書館へ足を運ぶ機会の創出に努めます。

(子どもたちの図書館利用状況)



(2) 西条市電子図書館と小・中学校との連携

西条市電子図書館は、コロナ禍等で学校が臨時休校になった場合でも、自宅で安心安全に読書を楽しむことができるため、子どもたちの読書機会の確保に向けた効果的な活用が期待されています。

子どもたちへの普及については、図書館見学を実施した際の周知や、学校図書館部会で利用方法について説明を行ったことで、学校・学年単位での利用登録につながった事例があることから、学校を通じて子どもたちへ普及することが効果的だと考えられます。

今後は、「読み上げ機能の付いた英語のテキスト」、「低学年向けの動く絵本」などの特徴的な機能について、学校を通じて子どもたちや保護者へ周知し、西条市電子図書館の効果的な活用を目指します。

(3) 小・中学校と地域との連携

学校と地域の連携は、PTAや地域の読み聞かせボランティア等の協力を得て、学校における朝の読書や公民館等で実施する放課後子ども教室での読み聞かせ等を実施し、学校と地域が連携して子どもたちの読書活動の推進を図っています。

第4章 多様な子どもたちへの読書機会の確保

1 多様な子どもたちの現状

文部科学省「学校基本調査」等によると、直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増しているという結果があります。

このような中、2019年6月に制定された読書バリアフリー法では、障害の有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けられるようにすることを目的としており、アクセシブルな電子書籍の充実等、主に視覚障害者等の読書環境整備などの方針が示されました。

本市においても、多様な子どもたちへの読書機会を確保し、すべての子どもたちの可能性を引き出すことができる読書環境の整備に努めます。

2 アンケート

市内小・中学校の特別支援学級の児童・生徒たちの現在の読書環境を調査し、今後、どのような対応が必要であるかを検討するため、市内小・中学校の特別支援学級の教員を対象とした【アンケート】を実施しました。

【アンケート】

- ・調査対象 市立小・中学校の特別支援学級の教員
- ・調査期間 令和4年9月

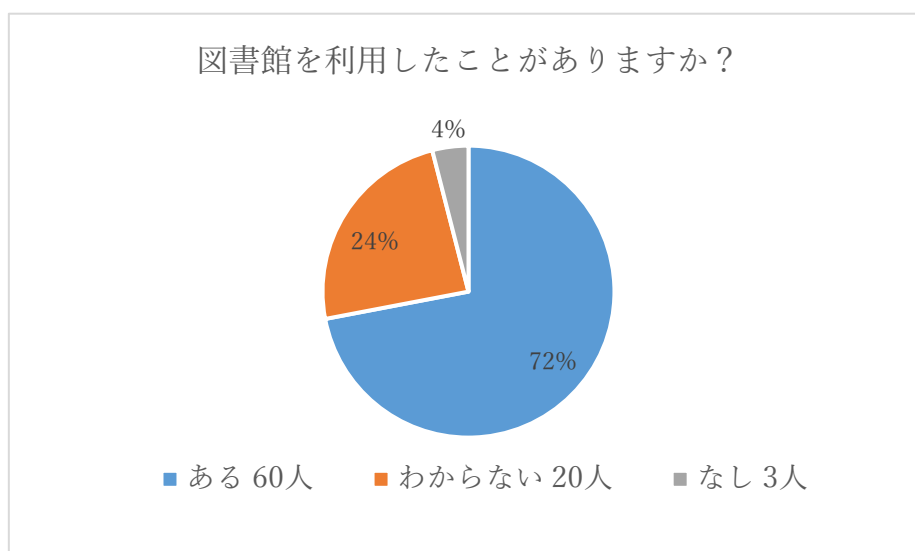
① 特別支援学級の児童・生徒たちに求められる読書環境

「児童・生徒が読書をする際に困ったことはありますか」という質問に対して、「読める漢字が少ないため、絵本など絵が中心の本を読む」、「偏った本しか読まない」、「文章の意味が理解できない」という回答があり、これらを解決する方法として、「ふりがな付きの本」、「読み上げ機能付きの本」、「文字の大きな本」が必要であるという意見が多く寄せられました。

② 図書館の利用状況

「図書館を利用したことがありますか」という質問に対しては、4%が「利用したことがない」、24%が「分からない」と回答しており、「なぜ図書館を利用しないと思いますか」という質問には、「読書に興味が無い」、「近隣に図書館が無い」という回答が多く寄せられました。

(図書館の利用状況)



③ 西条市電子図書館について

①、②で明らかになった課題の解決方法として、西条市電子図書館の効果的な活用が有効であると考えられます。

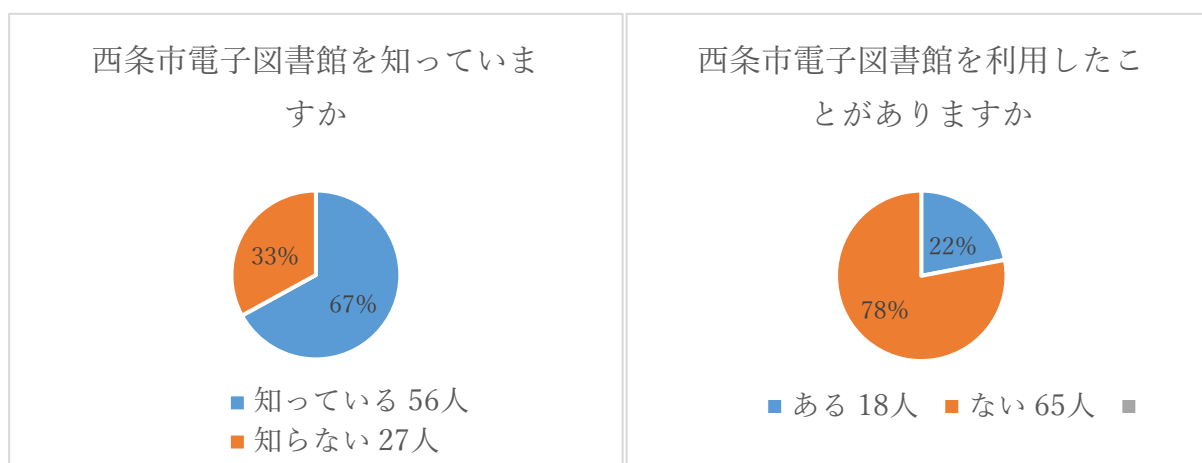
西条市電子図書館は、自宅の近隣に図書館が無くても、パソコンやスマホから24時間365日どこからでも電子書籍を閲覧することができます。

さらに、ふりがな付きの本や読み上げ機能付きの児童向け図書を整備しており、文字の拡大も可能となっています。

しかしながら、「西条市電子図書館を知っていますか」という質問に対して、「知っている」と回答した人の割合は67%に留まっており、「西条市電子図書館を利用したことがありますか」という質問に対しては、「利用したことがある」と回答した人の割合は22%しかありませんでした。

特別支援学級の児童・生徒の読書機会の確保に向けて、効果的なツールであるにも関わらず、周知が不十分であることが明らかになりました。

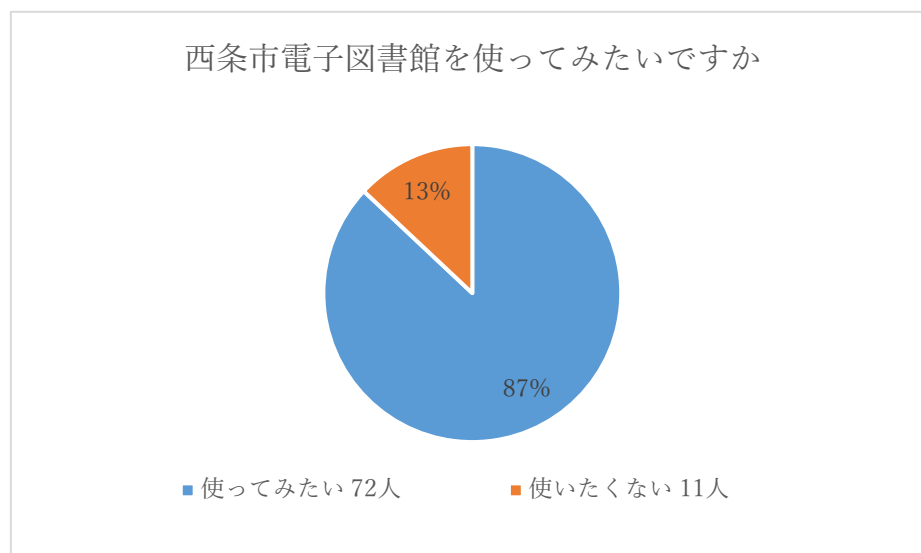
(西条市電子図書館の認知度及び利用状況)



一方で、「西条市電子図書館を使ってみたいですか」という質問に対しては、「使ってみたい」と回答した方が87%となっており、興味を持っている方は多いことが分かりました。

また、「使いたくない」と回答した方の理由は、「登録に手間や時間が掛かりそう」、「パソコン操作が難しそう」などの意見が寄せられました。

（西条市電子図書館を使ってみたい方の割合）



今後は、西条市電子図書館の持つ様々な機能やメリットを知ってもらうための周知活動を積極的に行うとともに、分かりやすい使い方マニュアルなどを作成することで、利用者の拡大に努めます。

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年 6 月 28 日 法律第 49 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成 17 年法律第 91 号）第 2 条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第 11 条第 2 項及び第 12 条第 2 項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第 3 条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

（１）視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

（２）視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

（３）視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第6条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本計画等

（基本計画）

第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

（2）視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

（3）前2号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等

の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第9条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第10条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

（1）点字図書館等から著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第2項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

（2）視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第 11 条 国及び地方公共団体は、著作権法第 37 条第 1 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第 18 条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第 12 条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第 13 条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第 14 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第 15 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第 16 条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第 17 条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 協議の場等

第 18 条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第 10 条第 1 号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第2次 西条市子ども読書活動推進計画

発行年月 令和5年3月

発 行 西条市教育委員会事務局

編 集 西条市教育委員会事務局 社会教育課

〒793-8601

西条市明屋敷 164 番地

TEL：0897-52-1254